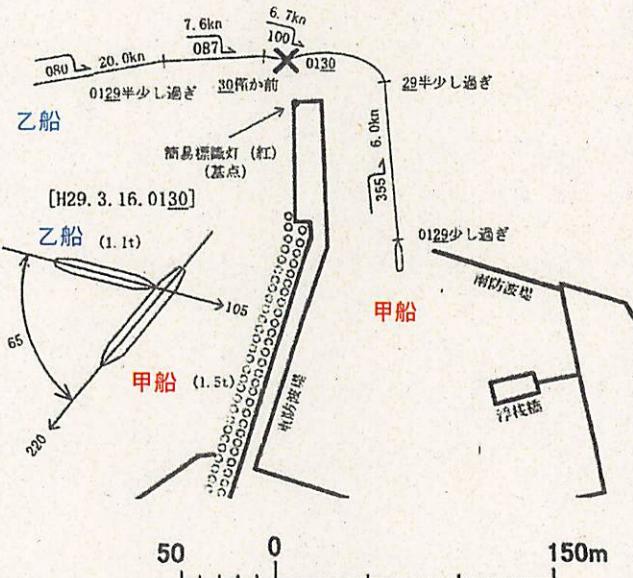


裁決取消請求事件について

事案の概要

本件は、上告人の操船する漁船（甲船）と別の漁船（乙船）が衝突した事故（本件事故）により両船に損傷が生じ、上告人が負傷した海難について、門司地方海難審判所が、上告人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止し、乙船の船長を懲戒しない旨の裁決をしたため、上告人が、被上告人を相手に、同裁決のうち上告人の業務を停止する部分（本件裁決）の取消しを求める事案である（注1）（注2）。



【図】原判決別紙2の図に加筆修正したもの

（注1）海難審判所は、海難が小型船舶操縦士等の職務上の故意又は過失によって発生したものであるときは、裁決をもってこれを懲戒しなければならない（海難審判法3条）。懲戒は、免許の取消し、業務の停止及び戒告の3種で、その適用は行為の軽重に従って定められる（同法4条1項）。

（注2）本件裁決は、港から出ようとする甲船と港に入ろうとする乙船が、左の【図】のとおり衝突したところ、その原因是、甲船が無灯火の状態で航行したばかりか動静監視不十分で乙船の前路に進出したことにあり、上告人には、乙船の動静監視を行なうべき注意義務があったから、これを怠った職務上の過失があると判断した。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、乙船の速力や航跡、衝突地点につき本件裁決と異なる事実を認定しつつ、上告人には、乙船の動静監視を十分に行なうべき注意義務及び法定の灯火を表示すべき注意義務に違反する職務上の過失があり、乙船の船長が懲戒を受けなかったとしても、上告人に対する懲戒はやむを得ない範囲のものであるなどとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件の主たる争点は、①上告人に職務上の過失が認められるか否か、②懲戒の量定が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものといえるか否かである。